

税の申告

早めの準備で正しい申告を

申告期間や受付内容などは、「窓口のご案内」をご覧ください。

市・県民税の申告は市役所
定申告はイオンモール成田へ、
早めの申告をお願いします。

市・県民税の申告

【申告が不要な人】

↓平成27年分の所得税の確定申告をした
↓勤務先が給与支払報告書（年末調整済み）を提出する
↓同一世帯の家族の扶養控除対象者になっている

【申告が必要な人】

平成28年1月1日時点で、市内に居住し、次のいずれかに該当する場合
○所得がなく、誰の扶養控除対象にもなっていない
○所得が給与所得のみで、勤務先が市役所に給与支払報告書を提出していない
○所得税の確定申告は必要ないが、市・県民税で各種控除を受ける
○非課税の所得（失業等給付金、障害年金、遺族年金など）のみで生計を立てていた
○所得がなく、別世帯の人の扶養親族になっている
○富里市に住んでいないが、平成28年1月1日現在で事務所または家屋敷のいずれかが富里市内にある

申告は期限内に

市・県民税の申告書は、国民健康保険税や介護保険料などの算定基礎資料になります。また、申告をしないと融資を受けるときに必要な税関係の証明書の発行や、国民

所得税・復興特別所得税の確定申告はイオンモール成田へ、早めの申告をお願いします。

年金（障害基礎年金、老齢福祉年金、保険料免除など）の所得調査ができません。必ず申告をしてください。

所得税の確定申告

【確定申告が必要な人】

↓営業、農業、不動産、譲渡所得などの税額計算をした結果納税となる
↓給与の年収が2千万円を超える
↓給与以外の所得が20万円を超える
↓2か所以上から給与を受給
↓公的年金収入が400万円を超える
↓公的年金収入が400万円以下で、公的年金以外の所得合計が20万円を超える
※右の条件に該当せず、所得税の確定申告書の提出が不要な場合でも、市・県民税の申告は必要になる場合があります。

市・県民税の申告をしなければならなかった場合、年金から引かれていた社会保険料など以外の控除内容が市では把握できないため、市・県民税が高くなる可能性があります。

このため、生命保険料や医療費などの支払・扶養控除などを追加することで、市・県民税額を抑えることができます。場合があります。

窓口のご案内

受付の内容・時間など

窓口① 確定申告書作成・提出
イオンモール成田
2階イオンホール

窓口② 確定申告書の提出
成田税務署
〈成田市加良部〉

窓口③ 確定申告書
市・県民税申告書の提出・相談
市役所旧保健センター

■期間 2月8日（月）～3月15日（火）

（土・日曜日、祝日を除く）
※2月21日（日）、2月28日（日）は実施します。

■受付時間

午前9時～午後4時
（提出のみは午後5時まで）
※午前9時～10時までは、立体駐車場3階の連絡通路から入る2階「C」入口が専用口になります。

■受付時間

午前8時30分～午後5時
（土・日曜日、祝日を除く）
※郵送提出の場合
封筒に住所・氏名を記入し、次の宛先に郵送してください。
〒286-1850
成田市加良部1-15
成田税務署宛て

■期間 2月16日（火）～3月15日（火）

（土・日曜日を除く）
※3月6日（日）は市・県民税申告書の提出・相談のみを市役所本庁舎課税課窓口で行います。

■受付時間

午前9時～正午／午後1時～4時
収入金額・必要経費と各種控除の書類を整理して、持参してください。また、農業者や事業者などは収支内訳書を事前に作成してください。

バス 利用案内



京成成田駅前中央口
「6番乗り場（バス）」
から乗車してください。
▶最寄りのバス停…
千葉交通バス
「モール東・イオン成田」

市役所で受け付けられない相談

確定申告のうち、次の相談は市で受け付けることができません。窓口①（イオンモール成田）で相談してください。

- 住宅借入金等特別控除（初めて受ける人・連帯債務のある人）の申告
 - 営業や農業などの事業収入や不動産収入が500万円以上の申告
 - 事業を開始して初めての申告
 - 青色申告 ○配当所得の申告
 - 譲渡所得（土地、建物、株式、会員権の売却など）の申告
 - 災害の控除（震災・台風災害に係る雑損控除なども含む）の申告
 - 贈与税、消費税の申告、準確定申告
- ※上記の場合以外でも、内容によって窓口①イオンモール成田を案内することがあります。



■個別相談の受付
午前中の個別相談を受け付ける順番は、市役所旧保健センターで、午前8時10分に抽選を行います。以降は先着順に受け付けます。
※抽選は、「時間を定め」抽選を行うことで、早朝の不審者侵入の防止や盗難などを未然に防ぐためのものです。
※混雑状況により早めの受付を終了する場合があります。
■郵送提出の場合
市・県民税申告書のみ郵送による提出が可能です。次の宛先へ郵送してください。
〒286-10292
（住所不要）
富里市課税課市民税班宛て

成田税務署からのお知らせ

確定申告は、国税庁ホームページを活用ください

●便利な確定申告書等作成コーナー

画面の案内に従って金額などを入力すれば、税額などが自動計算され、消費税と地方消費税の申告書や所得税と復興特別所得税の申告書などを作成できる便利なシステムです。また、作成したデータは、印刷して書面で提出できるほか、「e-Tax（国税電子申告・納税システム）」を利用して送信できるので、申告書の作成には、ぜひ「確定申告書等作成コーナー」をご利用ください。

●贈与税の申告書も国税庁ホームページで！

「贈与税の申告書作成コーナー」では、画面の案内に従って、金額などを入力すれば税額などが自動計算され、贈与税の申告書が作成できますので、ぜひご利用ください。

●参考資料にはタックスアンサーを

よくある税の質問に対する一般的な回答を税金の種類ごとに調べることができます。確定申告書作成の参考資料としてぜひご利用ください。

なお、国税に関する一般的な相談は、「電話相談センター」で受け付けておりますので、こちらでもご利用ください。

詳しくは

国税庁ホームページ

検索

クリック！

問い合わせ先

●所得税について 成田税務署
☎（28）5151（自動音声で担当へ案内）

●市・県民税について 課税課市民税班
☎（93）1111 【代】内線217～219

今年の市役所の申告会場は、旧保健センターです！

昨年と会場が変更になっていますので、利用の際は注意してください。



▲申告会場の地図